

答 申 書
(答申第56号)
平成19年8月8日

1 審査会の結論

上川支庁が発注する農業農村整備事業に関して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち公正取引委員会還付資料一覧の別紙1の表に掲げる公文書について、同表に記載されている非開示部分のうち、同表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、公正取引委員会による平成12年5月15日付け勧告書（平成12年（勸）第7号及び同第8号）に関して上川支庁が発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事の施工業者等に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち農政部関係分（以下「本件資料」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 本件資料は、平成11年10月20日、上川支庁が発注する農業農村整備事業に関し、公正取引委員会の立入調査の際に提出を命ぜられたものであり、その後、平成14年4月11日に、同委員会から還付されている。

イ 本件資料は、ロッカーや机などに入っていたもので、形態としてはファイリングされていたもののほか、封筒にバラ入れのものやクリップ止めのものなどで、その種類も発注目標額を記載した調整表、再就職に関する資料、企業からの人材要請書、個人の執務参考資料、職員録等の冊子、刊行物、メモ、個人の手帳・ノートなど多種多様なものであった。

なお、本件資料には、決裁・報告等の手続を経て管理されているものはなかった。

ウ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件資料174件の内容を点検し、公文書125件、補助的文書55件及び私物29件（174件の文書には様々な文書が存在することから、文書を細分類したものがあつたため、分類後の件数の合計は174件とは一致しない。）に分類した。

エ この分類をもとに、実施機関は、平成14年6月4日、公文書と分類されたものについては開示ないし一部開示決定処分を、補助的文書及び私物に分類されたものについては不存通知を行った。

オ 異議申立人は、公文書として分類された125件のうち61件について、平成14年7月31日付けで一部開示決定処分の取消しを求めた。

カ その後、異議申立人は、平成16年4月14日付けで、実施機関に対し異議申立てを一部取り下げる旨の書面を提出した。これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、平成16年6月2日付けで、諮問の一部を取り下げる旨の書面を提出した。

キ 当審査会は、異議申立人が異議申立ての一部取下げ後も公文書54件（以下「本件公文書」という。）について、実施機関が北海道情報公開条例（平成10年北海道条

例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)、同項第5号に規定する非開示情報(以下「5号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったことの取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

1号情報が記録されている公文書は、別紙2のIに掲げるとおりである。

このうち、「56-1 勸奨退職者名簿」及び「57 割愛依頼書」については、北海道情報公開審査会答申第60号(平成15年5月29日。以下「既答申」という。)において、既に判断がなされていることから、この考え方に沿って開示・非開示の判断をすべきであると考えます。

ウ 再就職に係る道職員及び道職員OBの氏名(別紙2のIの38-1①②③⑤⑥⑦、39-1①②、40-1①②③④、41-1①②③④⑤⑥、42-1①②、46-1①②、47-1①②③④⑤、50-2①②、50-3①、51-2①、51-3①、56-1①②③、57②③④⑤、58①、59-1①②、59-2①、59-3①、63-3①、63-4①、63-5①、64①、68①、125②④、126-2①、127①、131①②③、139①、160①②③⑤、161①②、162①②、170①、173①及び174①)

(ア) 実施機関は、公務員の職務に関する情報ではなく個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる旨主張する。

(イ) 再就職に関する情報のうち、道職員及び道職員OBの氏名については、直接特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、当該個人の退職後の再就職先が明らかとなり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、これらの情報については、既答申において、既に同様の判断がなされているところである。

また、道は、既答申を踏まえ、「再就職者の氏名の公表について」(平成15年9月16日付け人事課通達)により、平成15年度の決算特別委員会への提出資料より本庁課長相当職以上の職員の氏名を公表することとしたところである。

エ 再就職先の会社名、役職名、職務内容、所在地、電話番号及び再就職年月日、道の退職時の所属名、職名、最終役職名、職種名、前歴、降職日及び退職予定年月日並びに区分及び備考(別紙2のIの38-1①②③⑦、39-1①②、40-1②③、41-1①②③④⑥、42-1①②、46-1①②、47-1①④⑤、50-2①②、51-2①、56-1①、57③④⑤、59-1①②、59-3①、63-3①、63-4①、64①、68①、127①、131①②③、160②③⑤及び161①)

(ア) 実施機関は、公務員の職務に関する情報ではなく個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる旨主張する。

(イ) 再就職に関する公文書が、行政と民間企業の健全な関係を維持することを目的として作成されたという経緯を考慮すると、再就職先の会社名等については、1号情報に該当しないものと判断する。

なお、これらの情報については、既答申において、既に同様の判断がなされているところである。

オ 再就職先の条件、年俸、退職予定年及び勤務地、再就職者の道採用年月日、勤続年数、給料月額、退職事由、本人の希望及び希望社並びに現在の各種状況等及び備考（別紙2のIの38-1③⑤⑥、40-1②、41-1①②、46-1②、47-1①④、57④⑤及び131②③）

(ア) 実施機関は、公務員の職務に関する情報ではなく個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる旨主張する。

(イ) これらは、所得や職歴等に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、これらの情報については、既答申において、既に同様の判断がなされているところである。

しかしながら、「退職予定（勸奨退職）の調べ」の退職事由欄に記載されている退職事由については、内容が明らかであることから、1号情報に該当しないものと判断する。

カ 「平成11年度新規採用者（上級職）一覧」に係る試験区分、氏名、配置予定箇所及び摘要（別紙2のIの47-1⑥）

(ア) 実施機関は、個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められる旨主張する。

(イ) これらは、平成11年度の農政部における上級職の新規採用予定者の情報であり、摘要欄には、当該新規採用予定者の専攻学、希望等が記載されている。

このことから、氏名及び摘要欄に記載されている内容については、当該新規採用予定者の個人の情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

しかしながら、試験区分及び配置予定箇所については、単に道における試験区分及び組織名が記載されているに過ぎないことから、1号情報に該当しないものと判断する。

キ その他の氏名、職名、個人が特定され得る記述、余白の会社名及びメモ（別紙2のIの50-1①、126-4①、139①、140①、168①及び173②）

(ア) 実施機関は、本件資料が道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することによりいわれのない非難等を受けることが容易に推認でき、通常他人に知られたくないと認められる旨主張する。

(イ) これらは、道職員及び道職員OB以外の氏名並びにそれが特定され得る記述であり、直接又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、勤務先が明らかとなり、また、勤務先が明らかとならない場合であっても、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、社会からこの不正に関与した者であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

2号情報が記録されている公文書は、別紙2のIIに掲げるとおりである。

ウ 再就職先の会社名、代表者名、所在地、電話番号、役職名、資格、職務の内容及び再就職年月日並びに割愛を希望する再就職者の職種、身分等及び役職名（別紙2のⅡの38-1②③④、39-1②、40-1③、41-1③④⑤⑥、42-1②、50-3①及び57①②③④）

(ア) 実施機関は、法人の内部管理上の事項に属する情報であり、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる旨主張する。

(イ) これらは、行政と民間企業の健全な関係を維持することを目的として作成されたという経緯を考慮すると、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められないことから、2号情報に該当しないものと判断する。

エ 再就職先の任用期間、定年、給与又は報酬、雇用条件、特記事項、勤務先の名称、住所、電話番号、現在の各種状況等及び備考（別紙2のⅡの38-1②③④⑥、39-1②、40-1③、41-1③④⑤⑥、42-1②及び57①）

(ア) 実施機関は、法人の内部管理上の事項に属する情報であり、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる旨主張する。

(イ) これらは、経理、労務管理等の法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

オ 「工事関係調整表」等に係る余白にメモが記載されている情報並びにメモが記載されている箇所の頭、番号、工順、登録番号、コード番号、数値に変換、業者番号、格付、団体名、会社名及び所在地（別紙2のⅡの50-1①、59-1①②、63-5①、126-2①、139①、160⑤、162②、168①及び173②）

(ア) 実施機関は、余白にメモが記載されている当該箇所の欄の会社名は、記載されていることにより、本件資料が道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することによりいわれのない誤解を受けることが容易に推認でき、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらの公文書では、メモが記載されている箇所を除き、頭、番号、工順、登録番号、コード番号、数値に変換、業者番号、格付、団体名、会社名及び所在地は既に開示されている。

メモが記載されている箇所の頭、工順、登録番号、コード番号、数値に変換、業者番号、格付、団体名、会社名、所在地及び余白のメモは、当該特定の法人が特定され得る情報と認められ、さらに、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、メモが記載されているこれらの部分を開示することにより、これらの情報から識別される特定の法人が、社会からこの不正に関与した法人であるとみなされることは否定できないと考える。

しかしながら、番号については、単に当該公文書の一連番号にすぎないものであり、開示することにより、メモが記載されている箇所の法人が特定されることにはならないことから、2号情報に該当しないものと判断する。

したがって、番号以外の情報については、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

カ 契約件数（別紙2-Ⅱの50-3①）

(ア) 実施機関は、法人の内部管理上の事項に属する情報であり、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる旨主張する。

(イ) これは、業者別の年度ごとの道の発注件数であり、当該公文書において契約額は既に開示されている。また、道は、農政、水産林務及び建設部門別において、受注実績のあった全業者について受注額を公表していることを考慮すると、受注件数を開示することにより、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められない。

したがって、契約件数については、2号情報に該当しないものと判断する。

キ 「特殊工事計画表」、「要請（メモ）」等に係る支庁名、区市町村名、工区名、事業名、地区名、施設名、管理主体名、会社名及び業者が特定され得る記述（別紙2のⅡの63-4②、125①③、126-4①、140①及び160④）

(ア) 実施機関は、本件資料は道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することによりいわれのない誤解を受けることが容易に推認でき、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらは、特定の法人が特定され得る情報と認められ、さらに、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、開示することにより、これらの情報から識別される特定の法人が、社会からこの不正に関与した法人であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

ク 「建設部との打ち合わせ」に係る会社名（別紙2のⅡの76-1②）

(ア) 実施機関は、処分を検討する過程における資料であり、記載されている会社名を開示することにより、当該業者が誤解を受け、そのことによって事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これは、指名停止の取扱いについて検討している資料における会社名である。

また、この資料では、検討の結果、指名停止を取り止めた旨記載されており、会社名を除き、その内容が既に開示されている。

このことから、会社名を開示することにより、何らかの不正を行い、指名停止の検討がなされた会社であることが明らかとなり、社会から不正を行った法人であるとみなされることになる。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

ケ 「平成10年度競争入札参加資格者指名停止のうち農業土木工事の受注実績のある主な業者」に係る担当部、会社名、所在地、事故等の概要、該当事由、年月日、指名停止期間、地域及び指名状況（別紙2のⅡの76-1③）

(ア) 実施機関は、現場事故等に係る指名停止に関する情報で、指名停止を受けてから数年を経た現時点で、当該公文書を開示することにより、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらは、平成10年度に指名停止となった会社の指名停止の概要等の情報である。

道は、指名停止等の処分を行った場合、処分を受けた業者名及び処分内容を、当該指名停止の期間中公表している。

このことから、当該非開示部分を開示することにより、直ちに当該業者の社会的評価が不当に損なわれるとは認められない。

しかしながら、当該公文書が、平成10年度における指名停止に関する文書であ

ることを考慮すると、指名停止を受けてから数年を経た時点で、これらを開示することにより、当該業者の社会的評価が不当に損なわれると認められる。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

コ 「無許可建設業者との契約の経過」に係る会社名が特定され得る記述（別紙2のⅡの84①）

(ア) 実施機関は、建設業の許可のない業者と行った契約等に関する資料であり、開示することにより、許可のない業者以外のものの事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらは、無許可建設業者であることが判明した経過、当該業者と行った契約等についての情報であり、併せてその参考資料が添付されているものである。

ところで、当該非開示情報は、会社名が特定され得る記述であることから、当該公文書を見分したところ、建設業の許可のない業者及びそれ以外の業者の会社名が特定され得る記述であることが認められる。

これらのことから、会社名が特定され得る記述を開示することにより、会社名が明らかとなり、社会から無許可建設業者と関係する会社であり、この無許可建設業者と行った契約等に関与した会社であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

5号情報が記録されている公文書は、別紙2のⅢに掲げるとおりである。

ウ 「会計検査院農林水産検査第2課実施検査結果について」等（別紙2のⅢの18①、123①及び165①）

(ア) 実施機関は、会計検査の実施検査内容に関する情報であり、開示することが協議又は依頼の趣旨に反し、国との間における協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

(イ) これらは、会計検査院による実施検査時における質疑応答など、検査過程における調査官とのやり取りを実施機関が整理した文書であり、開示することにより、会計検査院は、検査過程に関する情報について、開示された場合の支障の有無を検討した上で取り扱わざるを得なくなり、情報の交換等にも支障を来すことになると思われる。

したがって、開示することが協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められることから、5号情報に該当するものと判断する。

エ 「国からの連絡文書」（別紙2のⅢの65①）

(ア) 実施機関は、国の取扱注意文書であり、開示することが協議又は依頼の趣旨に反し、国との間における協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

(イ) これは、国が作成した取扱注意と表記された文書であると認められる。このため、開示することにより、国との信頼関係が損なわれることが容易に想像でき、今後の情報の交換等にも支障を来すことになるものと考えられる。

したがって、開示することが協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められることから、5号情報に該当するものと判断する。

(6) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

6号情報が記録されている公文書は、別紙2のIVに掲げるとおりである。

ウ 「農政部重要懸案事項」等（別紙2のIVの10①②、76①、79①、81-2①、109①、110①、119①、129①②③④、130①及び172①）

(ア) 実施機関は、懸案事項であり、現在行われつつある又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

(イ) これらは、農政部において、今後検討し又は進めていこうとしている事務又は事業のうち、懸案となっている事項について、その経過、課題、今後の対応などが記載されていることを考慮すると、行政内部における検討過程の内容が開示されることにより、外部から圧力や干渉等の影響が及ぶことも予想され、当該懸案事項となっている事務又は事業のみならず、今後の同種の事務又は事業においても、公正又は円滑な実施を著しく困難にすることは否定できないものと考えられる。

したがって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

エ 「知事への手紙」（別紙2のIVの44-1①）

(ア) 実施機関は、差出人等は匿名又は不明で、細部の事実が確認できない未確定な情報であり、また、親展で出されているものや受取人個人に処理を依頼しているもので、差出人も公知を望んでいず、開示することにより事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

また、今後の同様の事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

(イ) これは、道に対する苦情、相談等の内容が記載されていることから、この内容が開示されると、相談者と道との信頼関係を損なうことが容易に推測され、その結果、当該相談のみならず、同種の事務の将来における円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

オ 「公募型指名競争入札参加に係る非指名関係資料」（別紙2のIVの157①）

(ア) 実施機関は、公募型指名競争入札参加に係る「指名されなかった理由について

の説明」関係文書であり、開示することにより当該事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

(イ) これは、道が公募した指名競争入札の参加者として指名されなかった法人名、対象事業名、指名されなかった理由等が記載されているほか、当該法人が提出した申請書類が添付されている。

これらの内容が開示されると、当該法人が参加要件を満たしていなかったことから指名されなかったことが明らかとなり、当該法人と道との信頼関係を損なうことが容易に推測され、その結果、当該事務のみならず、同種の事務の将来における円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

(7) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(8) 実施機関に対する意見

本件においては対象となる文書量が膨大であることから、実施機関においては、審査会の答申の趣旨を踏まえ、適切に処理することを求めるものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 8 月 23 日	○ 諮問書の受理（諮問番号261） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成14年 9 月 11 日 （第48回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成14年 11 月 18 日 （第一部会）	○ 審議
平成14年 12 月 3 日 （第一部会）	○ 審議
平成15年 2 月 24 日 （第一部会）	○ 審議

平成15年3月17日 (第一部会)	○ 審議
平成15年4月14日 (第一部会)	○ 審議
平成15年5月12日 (第一部会)	○ 審議
平成15年6月16日 (第一部会)	○ 実施機関から関係書類(①諮問の一部取下書、②異議申立取下書の写し、③諮問取下げの概要)の提出
平成16年6月2日 (第一部会)	○ 審議
平成16年8月4日 (第一部会)	○ 審議
平成16年11月26日 (第一部会)	○ 審議
平成17年3月17日 (第一部会)	○ 審議
平成17年5月27日 (第1回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成17年6月22日 (第二部会)	○ 審議
平成17年7月20日 (第二部会)	○ 審議
平成17年10月24日 (第二部会)	○ 審議
平成17年12月12日 (第二部会)	○ 審議
平成18年1月23日 (第二部会)	○ 審議
平成18年6月19日 (第二部会)	○ 審議
平成18年7月21日 (第二部会)	○ 審議

平成18年 8 月21日 (第二部会)	○ 審議
平成18年11月27日 (第二部会)	○ 審議
平成18年12月18日 (第二部会)	○ 審議
平成19年 1 月24日 (第二部会)	○ 審議
平成19年 2 月19日 (第二部会)	○ 審議
平成19年 3 月19日 (第二部会)	○ 審議
平成19年 4 月20日 (第二部会)	○ 審議
平成19年5月11日 (第二部会)	○ 審議
平成19年 6 月 5 日 (第21回審査会)	○ 答申案審議
平成19年 8 月 6 日 (第22回審査会)	○ 答申案審議
平成19年 8 月 8 日	○ 答申

異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分	
10	農政部各課懸案事項	①農政部重要懸案事項	全体【目次を除く】	
		②農政部長引継ぎ事項の項目	全体【目次を除く】	
18	支庁耕地課長会議資料	①会計検査院農林水産検査第2課実施検査結果について	全体	
38-1	H7退職者名簿、再就職覚書	①平成7年退職者名簿【予定】	氏名 役職名 会社名等 電話番号 所属名	同左 同左 同左 同左
		②覚書	氏名 前歴 降職日	同左 同左
			入社予定 法人名 代表者名 住所 勤務先住所 職名 期間 給与 特記事項 電話番号	同左 同左 同左 同左 同左
			職名(本庁課長職以上を除く)	同左
		③民間企業への再就職報告書	氏名 道採用年月日 道退職予定年月日 勤続年数 給与月額	同左
			役職名 職務の内容 就職予定年月日 給与又は報酬 任用期間 条件	同左 同左 同左
		④貴道職員の割愛についてのお願	職種 職務内容 定年	同左 同左
		⑤平成7年再就職動向調査総括表【案】	氏名 条件	
		⑥平成8年OBの去就動向について【予定】	会員名 希望者名 現在の各種状況等	
			現在の各種状況等 申出等	
⑦会社一覧	役職名 氏名	同左		
39-1	H8退職者名簿、再就職覚書	①勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②覚書	氏名 前職 退職予定日	同左 同左

			入社予定 会社名 代表者名 勤務先 勤務先住所 電話番号 職名 期間 業務範囲 給与又は報酬 特記事項	同左 同左 同左 同左 同左
40-1	H 9 退職者名簿、再就職覚書	①再就職一覧（本庁課長級以上）	氏名	
		②勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		③覚書	氏名 前職	同左
			入社予定 会社名 代表者 電話番号 勤務先 住所 電話番号 職名 業務範囲 給与又は報酬 特記事項	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		④割愛申請企業一覧表	氏名	
41-1	H10退職者名簿、再就職覚書	①勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②平成9年度退職予定者一覧表	所属 職名 氏名 再就職先（予定） 退職年月日 4月1日配置先 備考	同左 同左 同左 同左 同左
		③覚書	氏名 前職	同左
			入社予定 会社名 代表者 住所 電話番号 勤務先 住所 電話番号	同左 同左 同左 同左 同左

			職名 業務範囲 給与又は報酬 特記事項	同左 同左
		④貴部職員の割愛を希望する会社	氏名 職名	同左
			希望する職種及び職名 雇用条件	同左
		⑤入社条件（案）	個人名	
			入社予定年月日 身分等 役職名 勤務年限 年収等	同左 同左 同左
		⑥民間企業への再就職報告書	職名 氏名	同左
			道退職予定年月日	同左
			役職名 勤務内容 就職予定年月日 給与又は報酬 任用期間 備考	同左 同左 同左
42-1	H11退職者名簿、再就職覚書	①平成11年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②覚書	氏名 前職	同左
			入社予定 会社名 代表者 住所 電話番号 勤務先 住所 電話番号 職名 業務範囲 給与又は報酬 特記事項	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
44-1	知事への手紙	①手紙	全体	
46-1	再就職関係人事資料	①平成9年度民間企業への再就職者一覧	職名(本庁課長職以上を除く) 氏名 再就職年月日 退職年月日	同左 同左 同左
		②勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
47-1	再就職関係人事資料	①年齢別名簿（人事関係）	区分 所属	同左 同左

			職名 氏名 職種名 本人の希望 希望社	同左 同左
		②割愛申請企業一覧表	氏名	
		③【会社別OB状況一覧表】	氏名	
		④退職予定【勸奨退職】の調べ	退職事由 課名 職種 氏名 退職予定年月日 備考	同左 同左 同左 同左 同左
		⑤覚書	氏名 前職	同左
		⑥平成11年度新規採用者（上級職）一覧	試験区分 氏名 配置予定箇所 摘要	同左 同左
50-1	業者の登録番号一覧表	①登録番号一覧表	個人名 頭 業者名 所在地 登録番号 コード番号 数値に変換	
50-2	再就職先一覧表	①【個人別再就職一覧表】	氏名 元職名 元所属 前々会社名 前会社名 現役職名 所属会社名	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②【業者別再就職者一覧表】	職名 氏名	同左
50-3	再就職と受注実績の表	①平成4年度中の再就職	氏名 再就職先職名 時期 契約件数	同左 同左 同左
51-2	再就職会社の発注実績（H10）	①【業者別再就職者一覧表（工事）】	再就職先職名 氏名	同左
51-3	再就職会社の発注実績（H9）	①【業者別再就職者一覧表（委託）】	氏名	
56-1	勸奨退職者名簿	①平成11年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 就職予定年月日 左の役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②承諾書	氏名	
		③確認書	入社予定職員名	
57	割愛依頼書	①【割愛依頼文】	割愛希望役職名 職務内容 定年 年俸 社内ポスト	同左 同左 同左
		②要請（メモ）	氏名	

			割愛希望職種 割愛希望役職名	同左 同左
		③農政部職員要請一覧表	○Bの役職名 氏名	同左
			要請職種 割愛希望役職名 職務内容	同左 同左 同左
		④【後任についてのお願い】	職名 氏名 入社年月 職務内容 退職予定年	同左 同左 同左
			後任希望職名 資格 職務内容	同左 同左 同左
		⑤【後任職員の協力依頼】	氏名 職名 年俸 条件 年俸	同左
58	H10工事関係調整表	①平成10年度業者一覧	○B氏名	
59-1	H10発注実績	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名 個人を特定できる頭文字の欄の工順 個人を特定できる頭文字の欄の会社名 個人を特定できる頭文字の欄の所在地	同左
		②集計【業者別受注実績集計（委託）】	職名 氏名 個人を特定できる氏欄の会社名	同左
59-2	工事関係調整表	①【工事関係調整表】	○B氏名	
59-3	H10再就職関係名簿	①再就職関係名簿	氏名 役付職名 役付所属 前々会社名 前会社名 現役職名	同左 同左 同左 同左 同左
63-3	受注実績表	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名	同左
63-4	H10工事実施計画	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名	同左
		②特殊工事計画表	会社名 支庁名 地区名 施設名	
63-5	工事関係調整表	①【工事関係調整表】	○B氏名 個人を特定できる氏欄の会社名	
64	設計測量関係調整表	①集計【業者別○B一覧表】	職名 氏名 退職年	同左 同左
65	国からの連絡文書	①国からの連絡文書	全体	
68	道議会答弁書	①関係団体再就職一覧表	役職名 氏名 就職年月日 道の最終役職名（再就職者） 道の役職名（派遣者）	同左 同左 同左 同左
76-1	契約指導に関する文書	①懸案事項	全体【項目を除く】	
		②建設部との打ち合わせ	会社名	
		③平成10年度競争入札参加資格者	担当部	

		氏名停止のうち農業土木工事の受注実績のある主な業者	会社名 所在地 事故等の概要 該当事由 年月日 指名停止期間 地域 指名状況	
79	公共事業関連各課懸案事項	①懸案事項	全体【項目を除く】	
81-2	農政部重要懸案事項	①農政部重要懸案事項	全体【項目を除く】	
84	無許可建設業者との契約の経過	①経過状況	会社名が特定され得る記述	
109	設計課長事務引継書	①設計課懸案事項	全体	
110	農村計画課長事務引継書	①農村計画課懸案事項	全体【目次を除く】	
119	設計課参事引継書	①引継書	全体【設計課参事班懸案事項】	
123	会計検査院実地検査関係資料	①会計検査農林水産第2課会計実地検査打合せ	全体	
125	H11調整表、作成方針	①平成11年度以降実施予定特殊工事調書	支庁名 事業名 地区名 施設名 管理主体名 業者名	
		②業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	
		③特殊工事計画表	業者名	
		④平成11年全道委託業務集計【委託関係調整表】	氏名	
126-2	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名 業者名 業者番号 所在地 余白のメモ	
126-4	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	氏名 職名 個人が特定され得る記述	
			法人名 工区名 区市町村名 施設名 地区名 事業名 支庁名 業者が特定され得る記述	
127	H11退職者名簿	①平成11年度退職【予定者】名簿	所属 最終役職名 氏名 再就職先 勤務地	同左 同左 同左 同左
129	事務引継関係資料	①事務引継書のうち懸案事項【設計課】	全体【目次を除く】	
		②設計課懸案事項	全体【目次を除く】	
		③各課（室）懸案事項	全体【目次を除く】	
		④知事引継書	全体【目次を除く】	
130	事務引継関係資料	①平成11年度【設計】課内懸案事項	全体【目次を除く】	

	料	項		
131	人事関係資料	①平成10年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属名 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 就職予定年月日 左の役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②平成9年度退職予定者	年 支庁 課名 職名 氏名 退職事由 退職年月日	同左 同左 同左 同左 同左
		③平成8年度退職予定者	所属名 職種名 氏名 退職事由 退職年月日	同左 同左 同左
139	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	○B氏名 余白の会社名 メモ	
			番号 業者番号 格付 会社名 所在地	同左
140	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	氏名 職名 個人が特定され得る記述	
			法人名 工区名 市町村区名 施設名 地区名 事業名 支庁名 業者が特定され得る記述	
157	公募型指名競争入関係資料	①公募型指名競争入札参加に係る非指名関係資料	全体	
160	調整表関係書類	①【工事関係調整表】	○B氏名	
		②【業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		③会社一覧【支庁別業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		④特殊工事計画表	会社名 地区名 施設名	
		⑤【業者別受注実績】	職名 氏名 メモ 支庁名 会社名 所在地	同左
161	調整表関係書類	①平成10年度工事【業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		②業者一覧【工事関係調整表】	○B氏名	

162	調整表関係書類	①【業者別再就職者一覧】	氏名	
		②業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名 余白の個人名 業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ	
165	支庁耕地課長会議資料	①会計検査実施結果について	全体	
168	設計測量関係調整表	①【設計測量関係調整表】	個人名	
			会社名	
170	工事、設計測量関係調整表	①業者一覧 作業 1999/10/20 14:33【工事関係調整表】	OB氏名	
172	設計課長事務引継書	①【設計】懸案事項	全体	
173	調整表関係書類	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	
		②実施打ち合わせ資料	氏名 会社名 登録番号 所在地	
174	調整表関係書類	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	

非開示条項別の異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

I 条例第10条第1項第1号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分	
38-1	H7 退職者名簿、再就職覚書	①平成7年退職者名簿【予定】	氏名 役職名 会社名等 電話番号 所属名	同左 同左 同左 同左
		②覚書	氏名 前歴 降職日	同左 同左
		③民間企業への再就職報告書	職名(本庁課長職以上を除く) 氏名 道採用年月日 道退職予定年月日 勤続年数 給与月額	同左 同左
		⑤平成7年再就職動向調査総括表【案】	氏名 条件	
		⑥平成8年OBの去就動向について【予定】	会員名 希望者名 現在の各種状況等	
		⑦会社一覧	役職名 氏名	同左
		39-1	H8 退職者名簿、再就職覚書	①勸奨退職者名簿
②覚書	氏名 前職 退職予定日			同左 同左
40-1	H9 退職者名簿、再就職覚書	①再就職一覧(本庁課長級以上)	氏名	
		②勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		③覚書	氏名 前職	同左
		④割愛申請企業一覧表	氏名	
41-1	H10退職者名簿、再就職覚書	①勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②平成9年度退職予定者一覧表	所属 職名 氏名	同左 同左

			再就職先（予定） 退職年月日 4月1日配置先 備考	同左 同左 同左
		③覚書	氏名 前職	同左
		④貴部職員の割愛を希望する会社	氏名 職名	同左
		⑤入社条件（案）	個人名	
		⑥民間企業への再就職報告書	職名 氏名 道退職予定年月日	同左 同左
42-1	H11退職者名簿、再就職覚書	①平成11年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②覚書	氏名 前職	同左
46-1	再就職関係人事資料	①平成9年度民間企業への再就職者一覧	職名（本庁課長職以上を除く） 氏名 再就職年月日 退職年月日	同左 同左 同左
		②勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 所在地 勤務地	同左 同左 同左 同左 同左 同左
47-1	再就職関係人事資料	①年齢別名簿（人事関係）	区分 所属 職名 氏名 職種名 本人の希望 希望社	同左 同左 同左 同左
		②割愛申請企業一覧表	氏名	
		③【会社別OB状況一覧表】	氏名	
		④退職予定【勸奨退職】の調べ	退職事由 課名 職種 氏名 退職予定年月日 備考	同左 同左 同左 同左 同左
		⑤覚書	氏名 前職	同左
		⑥平成11年度新規採用者（上級職）一覧	試験区分 氏名 配置予定箇所 摘要	同左 同左
50-1	業者の登録番号一覧表	①登録番号一覧表	個人名	
50-2	再就職先一覧表	①【個人別再就職一覧表】	氏名 元職名 元所属	同左 同左

			前々会社名 前会社名 現役職名 所属会社名	同左 同左 同左 同左
		②【業者別再就職者一覧表】	職名 氏名	同左
50-3	再就職と受注実績の表	①平成4年度中の再就職	氏名	
51-2	再就職会社の発注実績（H10）	①【業者別再就職者一覧表（工事）】	再就職先職名 氏名	同左
51-3	再就職会社の発注実績（H9）	①【業者別再就職者一覧表（委託）】	氏名	
56-1	勸奨退職者名簿	①平成11年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 就職予定年月日 左の役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②承諾書	氏名	
		③確認書	入社予定職員名	
57	割愛依頼書	②要請（メモ）	氏名	
		③農政部職員要請一覧表	OBの役職名 氏名	同左
		④【後任についてのお願い】	職名 氏名 入社年月 職務内容 退職予定年	同左 同左 同左
		⑤【後任職員の協力依頼】	氏名 職名 年俸 条件	同左
58	H10工事関係調整表	①平成10年度業者一覧	OB氏名	
59-1	H10発注実績	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名	同左
		②集計【業者別受注実績集計（委託）】	職名 氏名	同左
59-2	工事関係調整表	①【工事関係調整表】	OB氏名	
59-3	H10再就職関係名簿	①再就職関係名簿	氏名 役付職名 役付所属 前々会社名 前会社名 現役職名	同左 同左 同左 同左 同左
63-3	受注実績表	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名	同左
63-4	H10工事実施計画	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	職名 氏名	同左
63-5	工事関係調整表	①【工事関係調整表】	OB氏名	
64	設計測量関係調整表	①集計【業者別OB一覧表】	職名 氏名 退職年	同左 同左
68	道議会答弁書	①関係団体再就職一覧表	役職名 氏名 就職年月日 道の最終役職名（再就職者）	同左 同左 同左

			道の役職名（派遣者）	同左
125	H11調整表、作成方針	②業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	
		④平成11年全道委託業務集計【委託関係調整表】	氏名	
126-2	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	
126-4	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	氏名 職名 個人が特定され得る記述	
127	H11退職者名簿	①平成11年度退職【予定者】名簿	所属 最終役職名 氏名 再就職先 勤務地	同左 同左 同左 同左
131	人事関係資料	①平成10年度勸奨退職者名簿	退職年月日 所属名 職名 最終役職名 氏名 再就職先 電話番号 就職予定年月日 左の役職名	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
		②平成9年度退職予定者	年 支庁 課名 職名 氏名 退職事由 退職年月日	同左 同左 同左 同左 同左
		③平成8年度退職予定者	所属名 職種名 氏名 退職事由 退職年月日	同左 同左 同左
139	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名 余白の会社名 メモ	
140	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	氏名 職名 個人が特定され得る記述	
160	調整表関係書類	①【工事関係調整表】	OB氏名	
		②【業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		③会社一覧【支庁別業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		⑤【業者別受注実績】	職名 氏名 メモ	同左
161	調整表関係書類	①平成10年度工事【業者別受注実績】	職名 氏名	同左
		②業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	
162	調整表関係書類	①【業者別再就職者一覧】	氏名	
		②業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名 余白の個人名	
168	設計測量関係調整表	①【設計測量関係調整表】	個人名	
170	工事、設計測量関係調整表	①業者一覧 作業 1999/10/20 14:33【工事関係調整表】	OB氏名	
173	調整表関係書類	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	

		②実施打ち合わせ資料	氏名	
174	調整表関係書類	①業者一覧【工事関係調整表】	OB氏名	

II 条例第10条第1項第2号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
38-1	H7退職者名簿、再就職覚書	②覚書	入社予定 法人名 代表者名 住所 勤務先住所 職名 期間 給与 特記事項 電話番号 同左
		③民間企業への再就職報告書	役職名 職務の内容 就職予定年月日 給与又は報酬 任用期間 条件 同左 同左 同左
		④貴道職員の割愛についてのお願 い	職種 職務内容 定年 同左 同左
		⑥平成8年OBの去就動向につ いて【予定】	現在の各種状況等 申出等
39-1	H8退職者名簿、再就職覚書	②覚書	入社予定 会社名 代表者名 勤務先 勤務先住所 電話番号 職名 期間 業務範囲 給与又は報酬 特記事項 同左 同左 同左
40-1	H9退職者名簿、再就職覚書	③覚書	入社予定 会社名 代表者 電話番号 勤務先 住所 電話番号 職名 業務範囲 給与又は報酬 特記事項 同左 同左 同左 同左
41-1	H10退職者名簿、再就職覚書	③覚書	入社予定 会社名 代表者 住所 電話番号 勤務先 住所 電話番号 職名 業務範囲 給与又は報酬 同左 同左 同左 同左

			特記事項	
		④貴部職員の割愛を希望する会社	希望する職種及び職名 雇用条件	同左
		⑤入社条件（案）	入社予定年月日 身分等 役職名 勤務年限 年収等	同左 同左 同左
		⑥民間企業への再就職報告書	役職名 勤務内容 就職予定年月日 給与又は報酬 任用期間 備考	同左 同左 同左
42-1	H11退職者名簿、再就職覚書	②覚書	入社予定 会社名 代表者 住所 電話番号 勤務先 住所 電話番号 職名 業務範囲 給与又は報酬 特記事項	同左 同左 同左 同左 同左 同左
50-1	業者の登録番号一覧表	①登録番号一覧表	頭 業者名 所在地 登録番号 コード番号 数値に変換	
50-3	再就職と受注実績の表	①平成4年度中の再就職	再就職先職名 時期 契約件数	同左 同左 同左
57	割愛依頼書	①【割愛依頼文】	割愛希望役職名 職務内容 定年 年俸 社内ポスト	同左 同左 同左
		②要請（メモ）	割愛希望職種 割愛希望役職名	同左 同左
		③農政部職員要請一覧表	要請職種 割愛希望役職名 職務内容	同左 同左 同左
		④【後任についてのお願い】	後任希望職名 資格 職務内容	同左 同左 同左
		⑤【後任職員の協力依頼】	年俸	
59-1	H10発注実績	①【平成10年度業者別受注実績（工事）】	個人を特定できる頭文字の欄の工順 個人を特定できる頭文字の欄の会社名 個人を特定できる頭文字の欄の所在地	
		②集計【業者別受注実績集計（委託）】	個人を特定できる氏欄の会社名	
63-4	H10工事実施計画	②特殊工事計画表	会社名 支庁名 地区名 施設名	
63-5	工事関係調整表	①【工事関係調整表】	個人を特定できる氏欄の会社名	
76-1	契約指導に関する	②建設部との打ち合わせ	会社名	

	る文書	③平成10年度競争入札参加資格者氏名停止のうち農業土木工事の受注実績のある主な業者	担当部 会社名 所在地 事故等の概要 該当事由 年月日 指名停止期間 地域 指名状況	
84	無許可建設業者との契約の経過	①経過状況	会社名が特定され得る記述	
125	H11調整表、作成方針	①平成11年度以降実施予定特殊工事調書	支庁名 事業名 地区名 施設名 管理主体名 業者名	
		③特殊工事計画表	業者名	
126-2	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	業者名 業者番号 所在地 余白のメモ	
126-4	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	法人名 工区名 区市町村名 施設名 地区名 事業名 支庁名 業者が特定され得る記述	
139	工事関係調整表	①業者一覧【工事関係調整表】	番号 業者番号 格付 会社名 所在地	同左
140	業務執行上の留意事項	①要請（メモ）	法人名 工区名 市町村区名 施設名 地区名 事業名 支庁名 業者が特定され得る記述	
160	調整表関係書類	④特殊工事計画表	会社名 地区名 施設名	
		⑤【業者別受注実績】	支庁名 会社名 所在地	
162	調整表関係書類	②業者一覧【工事関係調整表】	業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ	
168	設計測量関係調整表	①【設計測量関係調整表】	会社名	
173	調整表関係書類	②実施打ち合わせ資料	会社名 登録番号 所在地	

Ⅲ 条例第10条第1項第5号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
18	支庁耕地課長会議資料	①会計検査院農林水産検査第2課実施検査結果について	全体
65	国からの連絡文書	①国からの連絡文書	全体
123	会計検査院実地検査関係資料	①会計検査農林水産第2課会計実地検査打合せ	全体
165	支庁耕地課長会議資料	①会計検査実施結果について	全体

Ⅳ 条例第10条第1項第6号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
10	農政部各課懸案事項	①農政部重要懸案事項	全体【目次を除く】
		②農政部長引継ぎ事項の項目	全体【目次を除く】
44-1	知事への手紙	①手紙	全体
76-1	契約指導に関する文書	①懸案事項	全体【項目を除く】
79	公共事業関連各課懸案事項	①懸案事項	全体【項目を除く】
81-2	農政部重要懸案事項	①農政部重要懸案事項	全体【項目を除く】
109	設計課長事務引継書	①設計課懸案事項	全体
110	農村計画課長事務引継書	①農村計画課懸案事項	全体【目次を除く】
119	設計課参事引継書	①引継書	全体【設計課参事班懸案事項】
129	事務引継関係資料	①事務引継書のうち懸案事項【設計課】	全体【目次を除く】
		②設計課懸案事項	全体【目次を除く】
		③各課（室）懸案事項	全体【目次を除く】
		④知事引継書	全体【目次を除く】
130	事務引継関係資料	①平成11年度【設計】課内懸案事項	全体【目次を除く】
157	公募型指名競争入関係資料	①公募型指名競争入札参加に係る非指名関係資料	全体
172	設計課長事務引継書	①【設計】懸案事項	全体